公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３７号
青森県八戸市江陽４丁目２番９号、前住所青森県弘前市大字川先３丁目11番地７　コーポ希望201号
債務者　工藤　雅成
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目８番地の１　プラザビル86
債務者　石川恵美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
宮城県角田市島田字瀬上６番地２
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４７５号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営稲荷町住宅408号
債務者　平岩　立美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９５号
新潟市中央区女池神明３丁目３番地24
債務者　佐藤　麻美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９６号
新潟市中央区沼垂東１丁目７番25号　コーポ関本Ｂ号
債務者　近藤　　馨
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
新潟県五泉市西四ツ屋丁413番地
債務者　捧　　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０５号
新潟市北区早通南５丁目１番７―41号
債務者　栗原　純子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
新潟市西区五十嵐２の町8721番地８　ハイツ美浜　２―Ｃ号、前住所新潟県長岡市呉服町１丁目３番地２　日興パレス長岡呉服町904号室
債務者　中澤　千詠
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１０号
新潟県燕市下粟生津1296番地３
債務者　星野　弘治（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１１号
新潟県燕市下粟生津1296番地３
債務者　南波　君子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１２号
新潟市中央区姥ケ山２丁目18番22号　レコルトⅡＡ202号、前住所埼玉県川口市上青木１丁目22番21号　タウンコート西川口203号
債務者　山崎　育実
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１７号
新潟市江南区東船場４丁目１番３号　ユートピアレジデンス亀田203号
債務者　二宮　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５１号
長野市若里２丁目19番９号　ビックハットサイドＢ棟205
債務者　浅田奈美こと　李　　奈美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
長野県小諸市大字山浦572番地
債務者　田尻　寿啓
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第４１号
長野県安曇野市豊科高家3545番地１　グリンピュア豊科Ｅ―204
債務者　藤田　勝久
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　長野地方裁判所松本支部